

# 会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度新座市国民保護協議会
開 催 日 時	午前 11 時から 令和 2 年 2 月 27 日(木) 午前 11 時 25 分まで
開 催 場 所	新座市民会館 2 階 第 1 ・ 第 2 会議室
出 席 委 員	別添「新座市国民保護協議会委員一覧」のとおり
事 務 局 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部副部長 平岩 幹夫</li> <li>・ 危機管理課長 伊藤 好治</li> <li>・ 危機管理課副課長 大坂 悦子</li> <li>・ 危機管理課主任 照井 慈人</li> </ul>
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 議題 国民保護に関する新座市計画変更案について</li> <li>4 閉会</li> </ol>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙 1 「国民保護に関する新座市計画」変更案の概要</li> <li>・ 別紙 2 「国民保護に関する新座市計画」変更案</li> <li>・ 別紙 3 「国民保護に関する新座市計画」変更案の新旧対照表</li> <li>・ 別紙 4 「国民保護に関する新座市計画」変更案に対する意見について（回答様式）</li> <li>・ 別紙 5 国民保護法（市町村国民保護計画及び国民保護協議会関係）抜粋</li> <li>・ 新座市国民保護協議会委員一覧</li> </ul>
公開・非公開の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 公開</div> <div>2 一部公開</div> <div>3 非公開</div> </div> <p style="text-align: center;">（傍聴者 2人）</p>
そ の 他 の 必 要 事 項	

審 議 の 内 容 (審議経過、結論等)

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

新座市国民保護協議会条例第4条の規定に基づき、会長を議長とし、議事進行した。

(審議結果)

「国民保護に関する新座市計画」については提出された変更案を適当と認める。

(事務局説明及び審議経過)

(議長)

「国民保護に関する新座市計画」の変更については、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、本日、新座市長から当協議会へ諮問された。事務局に説明を求める。

(事務局)

この協議会は、平成22年10月以来約9年ぶりの開催である。

まず始めに、国民保護あるいは国民保護計画の概要と変更の経緯を、簡潔に説明する。

国民保護とは、簡単に言うと、外国からの攻撃やテロ等、人為的に、あるいは悪意によって引き起こされた非常事態・災害が発生した場合において、国民ないし住民の生命、財産を守るため、どのように対処するかということである。

もう少し、イメージがわくようにお話しする。

外国からの攻撃やテロが起きた場合あるいは起きることが予想される場合に、国民あるいは住民の生命を守るに当たっては、国民あるいは住民を安全な場所に避難させるということが最優先となる。多くの国民に対し、情報伝達をし、的確に避難させるということを短時間で行わなくてはならない。

不幸にして人的な被害が発生した場合には、人命を救助しなければならない状況となる。

建築物、道路、通信、ライフラインなどに被害が発生した場合には、どのように復旧を行い、平常に近い生活が送れるようにするかということを検討し、実行に移さなくてはならない。

外国からの武力攻撃や大規模テロ等の非常事態が実際に起きてから、一から対処方針を決めていては、取り返しがつかないことになってしまう。このため、国民保護法第35条により、市町村は、都道府県が定めた計画に基づき、あらかじめ、国民保護措置に関する事項、実施体制、他の関係機関との連携に関することなどを定めた計画を策定しなければならないとされており、その計画が国民保護計画である。

緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村が連携して動く必要がある。このため、市町村の国民保護計画は都道府県や指定行政機関の国民保護

計画との整合性を確保するよう努めるものとされており、新座市の国民保護計画は、埼玉県国民保護計画に基づいて作成するものである。

こうした中、国民保護に関する埼玉県計画が平成30年12月に変更されたため、平成31年4月に、県計画の変更を踏まえた市町村計画の変更を行うよう埼玉県から要請があった。

こうしたことから、埼玉県計画との整合を図った新座市計画の変更案について、審議いただくため、本日、本協議会を開催したものである。

なお、変更案の作成に当たっては、庁内各課及び本協議会委員へ意見照会するとともに、内容について埼玉県との2回の事前相談を行っている。

ここから、変更内容の説明を行う。

まず、(資料)別紙1の1枚目、「4 主な変更内容」の「(1) 国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更に伴うもの」についてである。

今回の新座市計画の変更は、埼玉県計画の記述との整合を図ることが大きな目的である。

現行の新座市計画に記述がなく、埼玉県計画に記述があるものはそれと同様の記述を新座市計画に追加する修正を行っている。

また、同様に埼玉県計画が変更されたことで新座市計画との不整合が発生した部分については、新座市計画について、埼玉県計画と同様の内容になるような修正を行った。

もう少し具体的な説明をする。

今回の国民保護に関する埼玉県計画の変更を踏まえての市町村国民保護計画の変更にあたって、埼玉県から「必ず反映してほしい」と要請があったものが6点あるので、順次説明する。

まず、(資料)別紙1の1枚目の下から4行目、「ウ 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知」、2ページの上から2行目の「エ 情報伝達手段の多重化等の推進」である。これらは、J-A L E R T関係の記述である。

弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知については、本市も平成23年4月1日から運用を開始した「J-A L E R T」により行うため、記述を修正し、計画の記述を実態に合わせるものであり、かつ、県計画との整合を図っている。

続いて、避難施設関係の記述で、こちらも2点ある。

(資料)別紙1の2ページの上から7行目であるが、「オ 避難施設の確保」として住民を可能な限り受け入れられるよう、多くの避難施設の確保に努めると記述した。

また、その下の「カ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ」として、主に弾道ミサイルからの一時的な退避場所として使用することを想定した地下施設を位置付けることについての記述を追加した。

これらにより、県計画との整合を図っている。

埼玉県から必ず反映してほしいと要請があったことの5点目として、2ページ「ク 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施」についての記述、6点目として、「コ」における記述である。

いずれも、県計画と同様の記述になるよう、追加、修正を行っている。

以上が、「(1) 国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更に伴うもの」のうち、必須とされた6点である。

続いて、(資料)別紙1の3ページ「(2) 関係法令の改正、国の事務分掌の変更等によるもの」について簡単に説明する。

まず、「ア 要配慮者関係」についてである。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人などの、災害時において避難等に配慮を要する方々をまとめて、「災害時要援護者」と呼んでいたが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、「災害時要援護者」という用語は「要配慮者」に改まったため、該当箇所を全て修正する。

続いて、「イ 事態対処法関係」についてである。

(7)については、(資料)別紙1に記載したとおりである。

(4)については、平成27年9月に事態対処法の改正がされたことにより、用語集(さ)に掲載している「緊急対処保護措置」の記述内での参照条文が項ずれを起こしているため、これを修正するものである。

最後に、ウについては、武力攻撃事態等における救援に関する事務が厚生労働省所管から、内閣府(防災担当)所管に変更となったため、該当する記述を修正し、救援の程度・方法等に関しては、内閣府告示によるものであるという記述に改めるものである。

続いて、(資料)別紙1の3ページ「(3) 本市の新庁舎完成や組織機構の変更によるもの」について説明する。

まず、アとイをまとめて説明する。

前回、新座市計画を変更した平成22年から、本市の組織機構の変更、新庁舎の完成などがあり、体制が大きく変化している。

また、改めた新座市地域防災計画の中で、新座市災害対策本部の設置場所や本部の組織、事務分掌を変更している。

武力攻撃事態発生時と自然災害発生時は、適用される法令等は異なるが、全庁的な対応が必要になることに変わりはない。

したがって、市国民保護対策本部の設置場所、組織、事務分掌については、新座市災害対策本部のものと同様のものに変更した。

続いて、ウ その他についての説明を行う。

まず、(7)と(4)をまとめて説明する。

国民保護に関することについては、旧市民環境部市民安全課が所管していたが、平成30年1月に行われた市の組織機構の変更により、総務部に移管された危機管理課が担当することとなったため、該当する記述を修正する。

備蓄品の管理場所については、現行計画では記載していないが、県下多くの市町村が具体的な管理場所を記しているため、本市も、武力攻撃事態等における避難施設が備蓄品の管理場所であることを追加した。

次に、「(4) その他」についての説明をする。

まず、アの時点修正について。

現行計画の本編では、特に第1編 総則において、市の概況を記述しているが、多くの統計的数値を使用しているため、わかる範囲で最新のものに改めた。

次に、「エ 担当課からの提案の反映」については、国民保護に関する新座市計画変更案に対する意見について、庁内各課に照会を行ったところ、福祉政策課から、用語集(ま)で記述している「民生委員・児童委員」について修正の要望があったため、反映した。

なお、委員各位に会議資料を送付した際に、意見照会をしたが、事務局には

意見の提案はなかった。この場で報告する。

オ、カについては、(資料)別紙1概要及び(資料)別紙3新旧対照表等に記したとおりであるので、説明は省略する。

最後に、「ウ 資料編の一部編入」について説明する。

これまで、国民保護に関する新座市計画については、本編と資料編を別々の冊子で編集し、公表していた。このうち、資料編には、指定行政機関等関係機関の連絡先一覧、避難施設や文化財関係一覧表、例規関係を掲載していた。

今回、こちらも更新を検討していたが、連絡先の一覧については、本市の内部資料としたいと考えている。平時から、これらの連絡先等を公開することで、万が一にも悪用された場合、他機関の通常業務に支障を与えることになりかねないと判断したものである。

なお、新座市地域防災計画についても、前計画では資料編に報道機関の直通の電話番号等を掲載していたが、同様の考えにより削除している。

避難施設の一覧に関しては、本編の中の関係する記述の直後に掲載することとした。

例規関係については、最新のものを本編巻末に資料集としてまとめて掲載することとした。

以上のように、資料編については、本編への一部編入を行った上で、廃止をするものである。

(議長)

「国民保護に関する新座市計画」変更案について、意見・質問等はあるか。

(委員)

(意見、質問等なし)

(議長)

では、質問がないので、諮問があった「国民保護に関する新座市計画」の変更について、当協議会としては、提出された変更案を適当と認める答申をしてよいか。賛成であれば、拍手をお願いします。

(委員)

(拍手)

(議長)

拍手全員であるので、諮問があった「国民保護に関する新座市計画」については提出された変更案を適当と認める。

それでは、以上で全ての議題を終了したので、これをもって議長の職を解かせていただく。

(事務局)

以上をもって、会議を終了する。

新座市国民保護協議会委員一覧(令和2年2月27日現在) 会長+委員39名(計40名)

会長：新座市長 並木 傑

任期：平成30年5月29日から令和2年5月28日まで

番号	法令区別	区分	機関名	職名	氏名	出欠	備考
1	1号委員	市の区域を統括する指定地方行政機関の職員	北関東防衛局企画部	地方協力基盤整備課 事態対処支援室長	川口 英一	○	
2	2号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第32普通科連隊	第3中隊長	相澤 諭	×	
3	3号委員	県職員	埼玉県危機管理防災部	危機管理課長	武澤 安彦	×	
4			新座警察署	署長	千葉 順市	○	
5	4号委員	副市長	新座市	副市長	山崎 糧平	○	
6	5号委員	教育長及び消防長又は消防吏員	新座市教育委員会	教育長	金子 廣志	○	
7			埼玉県南西部消防本部	消防長	渋谷 正彦	○	
8	6号委員	市職員	新座市	総合政策部長	永尾 郁夫	○	
9				総務部長	伊藤 佳史	○	
10				財政部長	遠山 泰久	○	
11				市民生活部長	細沼 伊左夫	○	
12				総合福祉部長	鈴木 義弘	○	
13				こども未来部長	一ノ関 知子	○	
14				いきいき健康部長	竹之下 力	×	
15				都市整備部長	広瀬 達夫	○	
16				上下水道部長	橋本 吉弘	○	
17				新座市教育委員会	教育総務部長	渡辺 哲也	○
18			学校教育部長	梅田 竜平	○		
19	7号委員	市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	日本赤十字社埼玉県支部	救護・講習課長	永瀬 公彦	○	
20			東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所	副所長	栗田 広夫	○	
21			日本郵便株式会社 新座郵便局	総務部長	小川 貴樹	×	
22			東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	支社長	津川 透子	○	
23			東京瓦斯株式会社北部支店	支店長	岡野 俊也	○	
24			西武バス株式会社新座営業所	所長	青木 正治	×	
25			東武バスウエスト株式会社新座営業事務所	所長	木原 淳吉	×	
26			佐川急便株式会社練馬店	安全推進課 係長	細澤 和弘	×	
27			ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店	安全推進課長	高鶴 政彰	○	
28			一般社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部	支部長	佐藤 信一	○	
29	東日本電信電話株式会社埼玉事業部 埼玉南支店	支店長	加藤 咲子	○			
30	8号委員	国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	新座市消防団	団長	鈴木 克典	○	
31			新座市町内会連合会	会長	赤川 治男	○	
32			社会福祉法人新座市社会福祉協議会	会長	小川 清	○	
33			新座市民生委員・児童委員協議会	理事	神谷 公洋	○	
34			新座市婦人会連合会	副会長	嶋野 加代	○	
35			新座市商工会	会長	金子 和男	○	
36			一般社団法人朝霞地区医師会	新座支部長	林 淳慈	○	
37			一般社団法人朝霞地区歯科医師会	新座支部長	脇田 愛介	○	
38			東武ステーションサービス株式会社	志木駅長	勝田 和久	×	
39			株式会社ドコモCS 埼玉支店	ネットワーク部長	河合 文彦	○	